

# ふるさと日向市応援寄附金

## 返礼品取扱事業者及び返礼品募集要項 ガイドブック



日向市

ふるさと納税担当課

# 目次

1.事業の目的	2
2.取扱事業者登録の条件	3
3.登録後に取扱事業者が守るべきルール	4
4.返礼品の条件	5
5.地場産品基準とは	6,7
6.返礼品を登録した後に守るべきルール	8
7.費用負担	9
-主な手続き-	
8.取扱事業者の登録、変更、継続	10,11
9.取扱事業者登録の辞退	12,13
10.返礼品登録の申請、変更	14
11.返礼品登録の辞退	15
12.その他	16
13.まとめ	17

## 1.事業の目的

ふるさと日向市応援寄附金事業は、日向市の自主財源確保と地域産業の活性化を目的としています。

寄附を通じて応援して下さる方々に対して、感謝の気持ちを込めた返礼品を提供するために、協力いただける返礼品取扱事業者を募集しています。



定義

取扱事業者 …返礼品を提供するために、協力いただける事業者等

中間事業者 …市がふるさと納税業務を委託している事業者

## 2.取扱事業者登録の条件

1. 市内に本社や主たる事業所、工場などの生産拠点をもちの法人または個人の方。  
ただし、返礼品の条件を満たす場合には、市外に生産拠点があっても登録が可能です。
2. 日向市暴力団排除条例に基づき、暴力団やその関係者でないこと。
3. 食品衛生法、特許法、商標法などの関係法令を遵守し、適切に生産・販売を行っていること。
4. 製造物責任に備える保険（PL 保険等）に加入していること（生鮮食品を除く）。
5. 市が委託する中間事業者のシステムを利用した受注管理が可能であること。
6. 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を整え、迅速な連絡が取れる状態であること。
7. 安定した品質と数量を確保し、全国の寄附者に迅速かつ確実に返礼品を提供できる体制を持っていること。
8. 市が不適当と判断した場合は、ご登録をお断りすることがあります。

### 3.登録後に取扱事業者が守るべきルール

1. 市の実地調査に応じてください。
2. 広告媒体（HP、SNS など）や店舗で返礼品のPRを積極的に行ってください。
3. 市の作成するチラシや案内状等の同梱に協力してください。
4. 市及び中間事業者と協力してください。
5. ふるさと納税制度の目的や市場動向を理解し、市や中間事業者からの指示に対応してください。
6. 寄附者の個人情報を適正に取り扱ってください。
7. 業務上知り得た秘密を厳守してください。
8. 問題が発生した際には市や中間事業者へ迅速に報告し、誠実に対応してください。
9. 特許権や商標権などに関する紛争が生じた場合、自ら解決してください。
10. 要項違反や過失により損害を与えた場合、責任をもって賠償してください。



#### 4.返礼品の条件

1. 申請時点で既に商品化されていること。
2. 総務省が定める地場産品基準を満たしていること。
3. 年間を通じて安定した品質および数量を確保できること（期間限定や数量限定を除く）。
4. 提供価格は、商品代や消費税、梱包代などを含めた1件当たりの金額を設定すること。
5. 飲食物の場合、十分な賞味期限または消費期限が確保されていること。
6. 金券等の換金性や資産性が高くないこと。
7. 体験や宿泊などの役務を提供する場合、転売防止措置や利用期限の設定があること。
8. 関係法令を遵守していること。
9. 市が不相当と認める返礼品は登録できません。

## 5.地場産品基準とは？



- 1 市内で生産されたもの。
- 2 市内で返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの。
- 3 市内で、返礼品などを作る、加工するなどの主要な作業を行うことで、適切な価値が追加されているもの。

ただし、食肉の熟成や玄米の精白の場合、使用する原材料は必ず県内で生産されたものに限られます。

返礼品が企画や設計、研究開発といった場合は、その製造を行っている業者が、価値の半分以上が市内で生まれていることを証明したものに限ります。

- 4 市内で生産されたもので、近隣の市町村で生産されたものと混在が避けられないもの。
- 5 返礼品が市の広報活動のために作られた、キャラクターグッズやオリジナルグッズ、その他これらに似たもの。

6 1～5の категорияに該当する返礼品と、それに付随するものを一緒に提供する場合、返礼品自体の価値が提供する全体の70%以上になるもの。

7 市内で提供されるサービスやそれに類するもので、そのサービスの主要な部分が市と十分に関係していること（ただし、宿泊サービスは除く）。

#### 7の2（宿泊）

市内にある宿泊施設で、宮崎県内でのみ運営している宿泊サービスであること。なお、フランチャイズチェーンなどで宮崎県外の宿泊施設のブランド名を使用しているものは除きます。

#### 7の3イ（五万円以下の宿泊）

市内にある宿泊施設で提供されるサービスで、7の2に該当せず、1泊1人あたりの費用が5万円を超えないもの。

#### 7の4（電気）

市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

#### セット

categoryのいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品。



## 6.返礼品を登録した後に守るべきルール

1. 該当の返礼品が地場産品基準を遵守していることを証明する書類等の整備・保存をしてください。
2. 返礼品の品質や在庫管理、梱包、発送について責任を持って取り組んでください。
3. 産地名や品種名などを適正に表示してください。
4. 返礼品の内容や価格に変更が生じた場合、速やかに報告してください。
5. 在庫が不足する場合や地場産品基準を満たさなくなった場合、速やかに報告してください。
6. 出荷数が極端に少ない返礼品については、見直しや入替を行ってください。



## 7.費用負担



### ○市の負担

1. 返礼品の代金
2. 配送料
3. ポータルサイト等への掲載手数料等

### ○取扱事業者の負担

1. 取扱事業者による梱包不備等で返礼品が損なわれた場合の再調達および再配送にかかる費用。
2. 返礼品の品質等に関するクレームにより商品の回収および再配送を行った場合の費用。
3. 代替品による補償、交換その他苦情対応に関する費用。

※取扱事業者が配送手段を確立しており、市が負担する送料の軽減になる場合は、配送手段の協議を行うことがあります。

## 8.取扱事業者の登録、変更、継続



事業者として登録を希望する方

取扱事業者登録の条件



登録後に取扱事業者が守るべきルール

を確認の上、

「ふるさと日向市応援寄附金返礼品取扱事業者登録申請書兼誓約書（様式第1号）」を提出してください。

※最終ページの QR コードから申請することができます。



### 取扱事業者登録通知が届きます

申請内容を審査後、登録の可否を通知します。通知を受けた後に、中間事業者と契約が可能です。

### 変更がある場合は？

取扱事業者名、代表者、担当者、住所、生産拠点、連絡先に変更が生じた場合は、申請書同様の様式第1号にて申請をしてください。



## 継続の意思確認

登録期間は決定日から翌年3月31日までですが、  
辞退の意思表示は自動的に1年間更新延長します。

ただし、定期的に登録継続の調査を行います。継続する意思がない場合又は回答がない場合は取扱事業者登録解除を行いますので、必ず回答をしてください。



## 9.取扱事業者登録の辞退

取扱事業者登録を辞退する場合は「ふるさと日向市応援寄附金返礼品取扱事業者登録辞退申請書（様式第3号）」を提出して下さい。



## 解除通知が届きます

取扱事業者の登録を辞退したときは、解除通知をします。

※解除通知前に発生した事象について、責任を持って対応してください。

## 市から登録解除をする場合

**重要!**

市が「**不適當**」と判断した場合、登録を解除することがあります。その際には以下の条件に該当する場合に通知が行われます。

- ・虚偽や不正な手段で登録を取得したとき。
- ・登録に必要な条件を満たさなくなったとき。
- ・市や寄附者に損害を与える行為があったときやその恐れがあるとき。
- ・事業停止処分や許可・登録の取消処分を受けたとき。
- ・市や中間事業者の方針に同意・協力しないとき。
- ・寄附者からのクレーム対応が不十分なとき、またはクレームが多発するとき。
- ・市や中間事業者の指導や助言に従わず、ふるさと納税制度の運用に支障をきたすとき。
- ・取扱事業者の行動により、市のイメージが損なわれたときやその恐れがあるとき。
- ・市が行う登録継続調査で回答がないとき。



## 10.返礼品登録の申請、変更



返礼品登録をする方

返礼品の条件



返礼品を登録した後に守るべきルール

を確認の上、事前に市に相談ください。

「ふるさと日向市応援寄附金返礼品登録申請書  
(様式第4号)」を提出してください。

※最終ページの QR コードから申請することができます。



### 返礼品の登録通知

申請内容を審査後、登録の可否を通知します。

### 変更する場合は？

返礼品の内容や金額に変更がある場合、中間事業者が提供するフォームに変更申請をお願いします。



## 11. 返礼品登録の辞退

返礼品の登録を辞退する場合は「日向市応援寄附金返礼品申請書（様式第4号）」を提出して下さい。

または、中間事業者が提供するフォームに申請をよろしくお願いします。



## 解除通知が届きます

返礼品の登録を辞退したときは、解除通知をします。

※解除通知前に発生した事象について、責任を持って対応してください。

## 市から解除をする場合

**重要!**

市が「**不適当**」と判断した場合、登録を解除することがあります。その際には以下の条件に該当する場合に通知が行われます。

- ・虚偽や不正な手段で登録を取得したとき。
- ・登録に必要な条件を満たさなくなったとき。
- ・制度変更等により、返礼品が国の基準に合致しなくなったとき。
- ・市に連絡なく返礼品の生産、製造若しくは販売が中止されたとき。
- ・登録内容に変更があったにもかかわらず、その報告がなされていないとき。



## 12.その他

### 寄附金額の設定

寄附金額の設定は市が行います。

返礼品の寄附金額は2,000円以上、1,000円単位とし、提供価格が寄附金額の3割以内になるよう設定します。

### ポータルサイトへの掲載

市は返礼品の掲載時期や品目を決定・変更します。また、事業者はポータルサイトに掲載する写真などの素材を提供するよう努めてください。

### 広報活動

市が行う広報活動（パンフレットやウェブサイト等）において、返礼品の画像や商品名、事業者名を掲載する場合があります。

### 13.まとめ

・事業者及び返礼品の申請、変更、辞退は、下記QRコードからできます。

・ふるさと日向市応援寄附金事業に参加することで、地域の発展に貢献しながら、寄附者に喜ばれる返礼品を提供することができます。登録や運営にあたっては、上記の要項を遵守し、誠実な対応を心掛けてください。



結デザイン  
申請フォーム



市申請フォーム

ご不明な点や詳細な情報が必要な場合は、日向市役所までお問い合わせください。

☎0982-56-1630

※このガイドブックは、「ふるさと日向市応援寄附金事業者及び返礼品募集要項」をもとに作成しています。